

関西電力株式会社「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年5月10日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について、関西電力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道古平郡古平町、余市郡余市町及び余市郡仁木町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大75,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月30日
環境大臣意見受理	令和4年 8月 5日
経済産業大臣意見発出	令和4年 8月23日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年11月21日
住民意見の概要等受理	令和6年 1月25日
北海道知事意見受理	令和6年 4月22日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 5月10日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、森江
電話03-3501-1742(直通)

関西電力株式会社「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には住宅や配慮が特に必要な施設が存在していることから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリングにおいて希少な鳥類であるクマタカ等の生息に関する情報が得られているほか、海ワシ類や夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生等が存在しており、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)